

(仮称)山梨県甲斐市太陽光発電所建設事業に対する第三分類事業の判定

本事業については、山梨県環境影響評価条例施行規則第7条に定める判定の基準に照らし、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと判断されるため、環境影響評価その他の手続が行われる必要はないと判定する。

しかしながら、事業の実施による環境影響が低減されるよう次の事項に配慮すること。

【全般的な事項】

1. 事業着手前に調査を行って現況を把握した上で、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。
2. 事業者が届出書に記載した環境保全措置等については確実に実施すること。
3. 事業を進める中で、確認された環境影響については適切に対応し、影響を低減させる措置を実施すること。
4. 調査、予測、評価の結果や環境保全措置の実施状況については、「当該事業に係る環境保全への取り組み状況」として、県及び地元自治体に情報提供し協議するとともに、事業者のCSR活動(社会的責任への取り組み)の一環として広く一般に情報公開すること。

【個別的な事項】

<大気汚染>

1. 建設機械の稼働や工事用車両の通行が一定の時期や時間帯に集中することを避け、大気汚染への影響を最大限低減すること。
2. 工事用車両が周辺の通学路を通行する場合は、通学時間帯を避けること。

<騒音>

パワーコンディショナー等の騒音の原因となる設備については、住居への影響をできる限り低減できるような配置とすること。

<水質汚濁>

降雨時の周辺河川・水路等への濁水流入対策を十分に講じること。

<水象>

本事業による周辺流域への降水の流出形態の変化に伴う、周辺河川・水路等の流量の変化を低減させるため措置を十分に講じること。

<土壌汚染>

1. 造成工事の際に大量の土砂が移動し土壌が酸化することが想定される。それに伴い自然由来の重金属類等の流出が懸念されるため、状況を監視し、必要に応じて流出防止措置を行うこと。
2. 造成工事に伴う土砂の移動量を最小限とするための検討を行うこと。

<動物・植物、生態系>

1. 希少動植物が確認された場合には、専門家の意見を聴きながら適切に保全を図ること。
2. 緑地帯の設置にあたっては、その幅及び面積をできる限り広くとるとともに、事前に行った動植物等の調査結果をもとに専門家の意見を聴きながら、地域の自然植生に適合したものとなるよう配慮すること。

< 景観 >

- 1．周辺地域からの景観について、専門家からの意見を聴きながら、事業計画地の地形や自然環境と調和するよう、パネル及び関連施設・設備の色彩・配置等を工夫すること。
- 2．甲斐市で策定中の景観計画に適合した事業となるよう市と十分協議・調整を行うこと。